

がいこくせきけんみん かいぎ  
**外国籍県民かながわ会議**  
だい き だい き ていげんがいよう  
**第1期から第9期提言概要**

もくじ  
目次

1	きょういくぶんか 教育文化	
(1)	こくさいりかいきょうしつ こくさいきょうしつ 国際理解教室・国際教室	1
(2)	がいこくじんがっこう 外国人学校	4
(3)	がっこうないしえんじゅうじつ 学校内支援充実	6
(4)	こうこうにゅうし しんがく 高校入試・進学	8
(5)	ぼごきょういく 母語教育	9
(6)	しゅうがくあんない 就学案内	10
(7)	きょういく た 教育その他	11
2	しゃかいせいかつ 社会生活	
(1)	たげん ごじょうほう そうだん 多言語情報・相談	13
(2)	こよう ろうどう 雇用・労働	15
(3)	けんせい ちいきさんか 県政・地域参加	17
(4)	いりょうつうやく 医療通訳	18
(5)	ぼうさい 防災	20
(6)	しゅつにゅうこくかんりかんけい 出入国管理関係	21
(7)	いんどしな なんみんしえん インドシナ難民支援	22
(8)	しゃかい た 社会その他	23

1 教育文化

(1) 国際理解教室・国際教室 12提言

	内容	状況
ア	<p>第1期提言4 国際理解教室のあり方について</p> <p>国際理解教室の取り組みを拡充するとともに、使用言語を英語に限らず、多言語とする。また、日本の学校と外国人学校の交流を拡大するなど、国際理解教育を多文化共生の視点から推進する。</p>	未措置
イ	<p>第2期提言1 「多文化共生教育」の推進について</p> <p>国際理解教室や総合的な学習の時間においては、様々な国・民族、特に、学校に在籍する外国籍児童・生徒の国・民族の生活、文化を理解し、それを学校全体で受け入れられるようにするなど、「多文化共生教育」を推進する。</p>	措置
ウ	<p>第2期提言2 「多文化共生教育」の推進について</p> <p>国際教室を外国籍児童・生徒の生活、文化などを他の児童・生徒が理解する場として活用するなど、国際教室と国際理解教室の連携を図り、「多文化共生教育」を推進する。</p>	措置
エ	<p>第2期提言3 「多文化共生教育」の推進について</p> <p>国際理解教室や総合的な学習の時間に、地域に住む外国籍県民を積極的に参加させるなど、地域に根ざした「多文化共生教育」を推進する。</p>	措置
オ	<p>第2期提言5 国際教室について</p> <p>公立義務教育諸学校の教職員定数に関して、国際教室担当教員を配置する際の外国籍児童・生徒数要件の緩和を国に要望するとともに、県から市町村への補助を充実するなど、外国籍児童・生徒に対する教育施策を推進する。</p>	いちぶ 措置
カ	<p>第2期提言6 国際教室について</p> <p>国際教室に、外国籍児童・生徒の母語の分かる教員を配置するよう努める。</p>	措置

(1) 国際理解教室・国際教室 12提言

	内容	状況
キ	<p>第5期提言1 教師に対する国際理解教育の研修の充実について</p> <p>外国籍児童・生徒が充実した学校生活を送ることができるよう、教師に対する国際理解教育に関する研修の内容を充実させるとともに、全ての教師が各自の学校で研修を受講できるようにする。</p>	措置
ク	<p>第5期提言2 国際教室の専門家の育成について</p> <p>外国籍児童・生徒に対する指導を効果的に行うために、国際教室の専門家を育成する具体的な方策を考える検討委員会を発足し、早急な専門家育成を実行する。</p>	措置
ケ	<p>第7期提言7 国際理解教育について</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>国際理解教育を県内全小学校に拡充させる。</li> <li>国際理解に関する学習を行う際には、単なる外国語の学習ではなく、諸外国の生活習慣、文化などに興味と関心を持ち、体験や調査活動などを通じた幅広い学習を展開するようにする。</li> <li>県教育委員会などが主導し、外国につながる児童・生徒が在籍する学校の教員への研修を設けることにより、外国につながる児童・生徒に対して教員が適切な指導を行えるようにする。</li> </ol>	措置
コ	<p>第7期提言8 外国につながる児童・生徒への学校サポートについて</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>公立の小・中学校の国際教室の担当教員を対象とする定期的な研修制度を取り入れ、外国につながる児童・生徒たちが学校で生活しやすい環境づくりを目指す。</li> <li>母語学習支援サポーターによる外国につながる児童・生徒への学校での学習支援の時間制限をなくし、児童・生徒が学校生活に一日も早く順応できるように学習環境の改善を図る。</li> </ol>	措置

(1) 国際理解教室・国際教室 12提言

	<p style="text-align: center;">ないよう 内容</p>	<p style="text-align: center;">じょうきよう 状況</p>
サ	<p><b>第8期提言7 小学校・中学校の国際教室設置の強化</b></p> <p>1 日本語指導を必要とする外国籍と日本国籍の児童生徒の数の合計を教員加配の算出基準とするように変更すること。</p> <p>2 国際教室の担当教員の任用内容を定めるためのガイドラインを策定し、育成教育を充実させること。さらに、定期的に学校に訪問し、実施状況を確認し課題を把握し、研修等の実施で、担当教員の質を高めること。</p> <p>3 各自治体で退職した教員を有効活用する育成と体制づくりを行い、国際教室などで活用できる見える支援リソース組織を構築すること。</p>	いちぶ 一部  そち 措置
シ	<p><b>第8期提言8 日本語指導が必要な児童生徒の発見充実と「特別の教育課程」の実施</b></p> <p>1 日本語指導が必要な児童生徒の早期発見のための意識啓発の講座を行うこと、発見のためのチェックリストの開発を行い、教科を学習するための抽象的な言語を理解しているかどうかを発見するインタビューを担当や日本語指導推進担当などが行うこと。</p> <p>2 支援が必要な児童生徒に対しては、支援するために必要な背景情報（生まれた国や地域とそこで受けた教育の内容、家庭の中で使用している言語、宿題の指導を家庭でできるかなど）を把握し、学校として支援体制をはかること。</p> <p>3 「特別の教育課程」が施行されたことから日本語で学習できない子どもを対象に法律（学校教育法施行規則）により、取り出し授業による支援を実施するための支援体制を多言語の情報発信で明確にすること。</p> <p>「特別の教育課程」によって、日本語指導者となりうる全ての教員が必要とする指導計画立案力と日本語指導力を育成する研修を実施すること。</p>	そち 措置

(2) 外国人学校 8 提言

	内容	状況
ア	<p>第1期提言1 外国人学校について</p> <p>外国人学校の卒業生に国立大学の受験資格を付与すべく国へ要請する。</p>	<p>措置</p>
イ	<p>第1期提言2 外国人学校について</p> <p>外国人学校への助成を充実させる。</p>	<p>いちぶ</p> <p>措置</p>
ウ	<p>第3期提言8 外国人学校について</p> <p>外国人学校への寄附について税制上の優遇を図るため、その設置法人を特定公益増進法人として等しく認めるよう国に要請する。</p>	<p>措置</p>
エ	<p>第4期提言1 就学案内の充実について</p> <p>外国籍の子どもが希望する学校に就学できるよう、外国籍の子ども の保護者向けの就学案内を作成し、地域の日本の学校だけでなく 外国人学校の連絡先（名称、所在地、電話番号等）も掲載するよう 市町村教育委員会に要請する。</p>	<p>みそち</p> <p>未措置</p>
オ	<p>第5期提言4 外国籍児童・生徒に係る諸問題を支援する「リソース センター（仮称）」設置の推進について</p> <p>県は、無認可の外国人学校の状況を把握し、支援して、各種学校の 認可を受けられるようにし、児童・生徒がのびのびと学べる安定し た環境を作るようにする。</p>	<p>いちぶ</p> <p>措置</p>
カ	<p>第6期提言4 外国人学校への助成及び各種学校認可基準の緩和につ いて</p> <p>「特定公益増進法人」の認定や「指定寄付金」の税制上の優遇措置 対象などにみられる外国人学校にかかわる制度的な差別を是正するよ う、県は引き続き国に対して要請を行う。</p> <p>また、無認可の外国人学校を取り巻く困難な状況の改善に向け て、更に県の各種学校認可基準を緩和するための検討会を設置する。</p>	<p>措置</p>

(2) 外国人学校 8 提言

	ないよう 内容	じょうきょう 状 況
キ	<p>だい きていげん がいこくじんがっこう 第7期提言9 外国人学校のサポートについて</p> <p>1 外国人学校への助成を引き続き充実させる。</p> <p>2 外国人学校・行政・民間のネットワークを構築し、情報提供や支援ができる体制をつくる。</p> <p>3 税制上の優遇措置対象などにみられる外国人学校への制度上の差別を是正するよう引き続き国に要請を行う。</p>	<p>いちぶ 一部</p> <p>そち 措置</p>
ク	<p>だい きていげん がいこくじんがっこう 第8期提言6 外国人学校のサポート充実</p> <p>1 外国人学校が、多文化共生社会の基盤づくりのためにもつ重要性を啓発すること。</p> <p>2 外国人学校への助成を後退させることなく、さらに充実させること。</p> <p>3 外国人学校・行政・民間のネットワークを構築するために、仮称「神奈川県外国人学校連携会議」を設置し、外国人学校に関する情報共有及び外国人学校への支援ができる体制を作ること。</p> <p>4 定期健康診断等の子どもの健康増進の支援（個別的な助成）をすること。</p> <p>5 税制上の優遇措置対象などにみられる外国人学校への制度上の差別を是正するよう引き続き国に要請を行うこと。</p>	<p>いちぶ 一部</p> <p>そち 措置</p>

(3) 学校内支援充実 9 提言

	内容	状況
ア	<p>第1期提言3 自主的な教育活動の支援について</p> <p>外国籍児童・生徒への自主的な言語教育活動の支援を市町村教育委員会へ要請する。</p>	そち措置
イ	<p>第1期提言6 ニューカマーの子どもの教育への配慮について</p> <p>ニューカマーの外国籍県民に対し、子どもに対して不登校や学習の遅れを防ぐため、十分な配慮を行うよう市町村教育委員会に要請する。</p>	そち措置
ウ	<p>第2期提言7 日本語指導等協力者について</p> <p>日本語指導等協力者を増員するとともに、日本語指導等協力者が外国籍児童・生徒からの相談に責任を持って対応できるようにするなど、日本語指導等協力者の役割及び勤務条件の見直しを市町村教育委員会に要請する。</p>	そち措置
エ	<p>第2期提言8 日本語指導等協力者について</p> <p>日本語指導等協力者に対する研修を実施したり、日本語指導等協力者同士が情報交換する場を設置するなど、日本語指導等協力者に関する施策を充実する。</p>	そち措置
オ	<p>第4期提言3 学校教育における学習支援の充実について</p> <p>日本語指導等協力者を増員するとともに、派遣回数を増やすなど、日本語教育に関する施策をより一層充実させる。</p>	みそち未措置
カ	<p>第4期提言4 学校教育における学習支援の充実について</p> <p>学習言語を効果的に習得させるため、地域国際化協会やNPO・ボランティア等と連携・協力を図りながら、来日後の一定期間、母語を活用した学習支援を行うよう市町村教育委員会に要請する。</p>	そち措置
キ	<p>第4期提言5 学校教育における学習支援の充実について</p> <p>子ども、保護者及びNPO・ボランティア等が、放課後に母語や日本語で交流を図れるよう学校の空き教室などの場を提供するよう市町村教育委員会に要請する。</p>	そち措置



(3) 学校内支援充実 9 提言

	内容	状況
ク	<p>第8期提言10 異文化を背景とする生徒の高校内の支援充実</p> <p>1 教員の数の内、外国にルーツを持つ人を新設し、その割合を増員させること。その基準として、常勤講師の数を、県内の外国人数の割合を超えるまでの増員を5年程度で実現させること。</p> <p>2 多文化教育コーディネータを派遣できる高校を増やすと同時に、市立高校も対象とすること。</p> <p>あわせて、コーディネータを派遣する時間数を充実するとともに、県が支援する通訳及び翻訳の事業充実（予算の増額）を行うこと。</p>	<p>いちぶ一部</p> <p>そち措置</p>
ケ	<p>第9期提言4 中学校夜間学級での外国中学校卒業生受入れと日本語指導の改善</p> <p>1 外国の中学校を卒業した人に日本語・日本社会を理解するためのチャンスを提供するために、中学校夜間学級の入学を認めること。</p> <p>2 中学校夜間学級での日本語の能力に応じて「特別の教育課程」を実施すること。</p>	

(4) 高校・大学入試・進学 6 提言

	内容	状況
ア	<p><b>第2期提言9 高校入試制度の改善について</b></p> <p>外国籍生徒が高校に入学しやすくなるように、公立高校の在県外国人特別募集の志願資格を緩和したり、実施校数や募集人員を増やすなど、高校入試制度を改善する。</p>	<p>そ ち 措 置</p>
イ	<p><b>第3期提言9 生徒の進路に関する支援について</b></p> <p>外国籍の生徒や保護者を対象に高校進学などについて説明や相談をする機会を設け、中学校や高等学校での外国籍生徒への進路に関する情報提供を充実させる。</p>	<p>そ ち 措 置</p>
ウ	<p><b>第4期提言6 高校入試制度の改善について</b></p> <p>外国籍生徒が高校に入学しやすくなるように、公立高校の在県外国人特別募集の志願資格を緩和するとともに、外国籍生徒が多く在住する地域の公立高校では必ず実施するよう高校入試制度を改善する。</p>	<p>いちぶ 一 部</p> <p>そ ち 措 置</p>
エ	<p><b>第8期提言9 在県外国人特別募集枠（在県枠）高校の設置基準の見直し</b></p> <p>1 在県枠高校の受験資格の年限数を来日3年以内よりも大きく緩和するとともに、定員枠を増員すること。</p> <p>2 現在、国、県で実施している調査結果に基づき、外国人が多くいる地域に必ず在県枠高校を設置すること。</p>	<p>そ ち 措 置</p>
オ	<p><b>第9期提言5 外国につながりを持つ子どものためのフリースクールの支援</b></p> <p>外国人の高校受験を支援するフリースクールに自治体が助成すること。</p> <p>中学校夜間学級と同様に、多様な教育の選択肢の1つとして、高校の入学試験などに対応するためのフリースクールに対して、自治体の助成及び各教育委員会のフォローを積極的に推進してほしい。</p>	
カ	<p><b>第9期提言6 県内の大学入試における条件緩和</b></p> <p>県内の大学入試において、県内で暮らす外国人生徒向けの特別募集を設ける。その際、すでにある留学生と同等の試験とすること。</p>	

(5) 母語教育 4 提言

	内容	状況
ア	<p>第3期提言10 母語等の学習について</p> <p>「在日外国人（主として韓国・朝鮮人）にかかる教育の基本方針」に母語等の学習に関する記載を加え、アイデンティティを確立する過程で母語等の学習機会を与えられるよう支援する。</p>	未措置
イ	<p>第3期提言11 母語等の学習について</p> <p>外国籍児童・生徒の問題に対応できる母語相談員を置く。</p>	措置
ウ	<p>第3期提言12 母語等の学習について</p> <p>公立図書館や学校の図書室に外国語の図書を充実させる。</p>	措置
エ	<p>第6期提言3 母語教室の設置について</p> <p>外国につながる子どもたちが自らの文化や言葉を継承するための「学びの場」や「母語教室」を、「国際教室」や国際交流ラウンジ等に設置する。</p>	措置

(6) しゅうがくあんない 就学案内 ていげん 2 提言

	<small>ないよう</small> 内容	<small>じょうきょう</small> 状況
ア	<p><small>だい</small> 第1期提言5 <small>しゅうがくあんない</small> 就学案内の充実について</p> <p><small>しゅうがくあんない</small> 就学案内を多言語またはルビ付きにするとともに、<small>じき</small> 時期をのがさず、<small>ひとりひとり</small> 一人一人に<small>かくじつ</small> 確実に<small>つた</small> 伝わるよう<small>しちょうそんきょういくいいんかい</small> 市町村教育委員会に<small>ようせい</small> 要請する。</p>	<small>そち</small> 措置
イ	<p><small>だい</small> 第4期提言2 <small>しゅうがくあんない</small> 就学案内の充実について</p> <p><small>しゅうがくあんない</small> 就学案内が<small>がくれいき</small> 学齢期に達する<small>がいこくせき</small> 外国籍の子ども<small>ほごしゃ</small> の保護者に<small>かくじつ</small> 確実に<small>とど</small> 届くよう<small>しちょうそんきょういくいいんかい</small> 市町村教育委員会に<small>ようせい</small> 要請する。</p>	<small>そち</small> 措置

(7) 教育その他 9 提言

	内容	状況
ア	<p>第1期提言7 外国人の教員採用における国籍要件の撤廃について</p> <p>外国人の教員採用において、常勤講師ではなく、教諭としての採用に途を開くため、文部省局長通知を改めるよう国へ働きかけるとともに、県教育委員会に対しても教諭として採用するよう要請する。</p>	未措置
イ	<p>第2期提言4 外国籍の子どものアイデンティティの確立について</p> <p>外国籍の子どものアイデンティティを確立し、自分の生活や文化に自信を持って生きていくために、学校だけではなく、各地域で「多文化共生教育」を行うなど、多文化共生を受け入れる環境づくりを推進する。</p>	措置
ウ	<p>第3期提言13 公文書の西暦表記について</p> <p>県立学校では卒業証書などの公文書に元号が用いられているが、外国籍県民に分かりやすくするため、西暦を併記するなど西暦による表記を用いることを検討する。</p>	措置
エ	<p>第3期提言14 多文化理解の推進について</p> <p>児童・生徒の多文化理解を進めるために、外国籍県民の学校教育への参加や外国人学校との交流などに取り組むとともに、研修の充実などにより教員の多文化理解を進める。</p>	措置
オ	<p>第5期提言3 外国籍児童・生徒に係る諸問題を支援する「リソースセンター（仮称）」設置の推進について</p> <p>外国籍児童・生徒への総合的な支援体制を構築するため、学習支援、情報提供、相談、研究、研修、ネットワークの機能を有するサポートの拠点「リソース・センター（仮称）」設置を検討・推進するとともに、この取組に対する人的・財政的支援を求める。</p>	措置
カ	<p>第6期提言1 就学状況の実態調査について</p> <p>県行政（教育委員会）の主導により、外国籍児童・生徒の就学状況の実態調査を行い、不就学や不登校の児童・生徒に対する支援対策を講ずる。</p>	未措置

(7) 教育その他 9 提言

	内容	状況
キ	<p>第6期提言2 外国につながる子どもへの外国籍支援者育成システム の導入について</p> <p>外国につながる子どもへの外国籍支援者（非ボランティア）の育成システムを導入する。また、育成システムの導入に当たっては、外国籍当事者の視点を取り入れる。</p>	<p>一部 措置</p>
ク	<p>第8期提言11（仮称）「かながわ多文化共生教育指針」の策定</p> <p>1（仮称）「かながわ多文化共生教育指針」を策定、周知すること。</p> <p>2（仮称）「かながわ多文化共生教育指針」に基づく取り組みを点検し、結果を公開し是正すること。また「かながわ人権施策推進指針（改訂版）」「かながわ国際施策推進指針（第3版）」を着実に推進すること。</p>	<p>未措置</p>
ケ	<p>第9期提言2 外国人へ保育園利用の啓発と保育園等における多文化 対応の推進</p> <p>1 多言語で、保育園等が利用可能であること、及び保育園等の保育内容とその機能（6歳までに必要な成長を身に付けることができる）を知らせること。</p> <p>2 保育園等の管理職、保育士に対して、外国人が必要とする対応及びリソースを紹介する研修を毎年継続的に実施すること。</p>	

2 社会生活

(1) 多言語情報・相談 12提言

	内容	状況
ア	<p>第1期提言15 多言語情報提供の充実について</p> <p>県民に提供する行政情報について、漢字にルビをふる、難しい漢字の使用を避けるなどの内部基準をつくり、外国籍県民にもわかりやすい情報の提供に努める。</p>	そち措置
イ	<p>第1期提言16 多言語情報提供の充実について</p> <p>交通機関の表示をローマ字併記とする。</p>	そち措置
ウ	<p>第2期提言19 相談体制の充実について</p> <p>教育やDV（ドメスティック・バイオレンス）などについて、外国籍県民が気軽に母語で相談ができるようにするなど、外国籍県民の立場に立った相談システムの整備を推進する。</p>	そち措置
エ	<p>第2期提言20 情報の伝達方法について</p> <p>情報伝達について、市町村やNGOと連携をとりながら、外国籍県民に確実に情報が伝わる方法確立する。</p>	そち措置
オ	<p>第2期提言21 情報の伝達方法について</p> <p>インターネットの県ホームページに、外国籍県民にとって必要な情報を多言語で掲載する。</p>	そち措置
カ	<p>第3期提言1 外国籍県民のための総合相談窓口の設置について</p> <p>外国籍県民などによる外国籍県民のための総合相談窓口を設置する。</p>	そち措置
キ	<p>第3期提言2 外国籍県民のための総合相談窓口の設置について</p> <p>県や市町村、関係諸機関は総合相談窓口の情報提供を行い、総合相談窓口の情報提供機能を支援する。</p>	そち措置
ク	<p>第3期提言3 情報提供について</p> <p>外国人登録時に、外国籍県民が日常生活を送るうえで最低限必要な情報（ルビ振りやローマ字併記をした地域の情報、地図、サービス案内など）をまとめた「ウェルカムキット」を提供する。</p>	いちぶ一部 そち措置

(1) 多言語情報・相談 12提言

	内容	状況
ケ	<p>第6期提言5 総合相談窓口の設置又は検討会の設置について</p> <p>外国籍県民が困ったときに少しでも早く問題解決に近づけるよう、単一の番号に電話を掛けると適切な相談窓口を自動音声で案内する「外国籍県民のための総合相談窓口」を設置（提供）する。</p> <p>又は、より機能的な総合相談窓口づくりやワンストップサービスの仕組みづくりのため、外国籍県民を含めた検討会を設置する。</p>	未措置
コ	<p>第6期提言6 外国籍県民向けの多言語生活支援手帳について</p> <p>日本語が不自由な外国籍県民のために、時間が経っても役立つ生活支援情報を、多言語で作成し、携帯できる手帳の形式で、すべての外国籍県民に配布する。</p>	未措置
サ	<p>第7期提言3 多言語情報の効果的な配布について</p> <p>外国籍県民向けに作成された多言語情報が十分に活用されるよう、多言語情報を外国籍県民の身近な場所で効果的に提供する。</p>	措置
シ	<p>第9期提言1 行政窓口での通訳導入と多言語情報提供の強化</p> <p>1 行政窓口での通訳サービスの提供</p> <p>ア ITを活用したTV通訳システムの展開</p> <p>イ 通訳リソースとして、自治体内の外国籍県民相談窓口の活用</p> <p>2 行政窓口利用時を活用した関連情報の提供</p> <p>行政窓口を利用した時に、状況に応じて関連する情報を多言語で提供</p>	



(2) 雇用・労働 9 提言

	内容	状況
ア	<p>第1期提言17 外国人労働者問題について</p> <p>外国人労働者に、労働保険や健康保険、公的年金制度の存在を知らせるとともに、加入しやすいような条件の整備について国等へ要請する。</p>	そ ち 措 置
イ	<p>第2期提言16 雇用環境の整備について</p> <p>就職差別や職場における待遇面での差別をしないよう民間企業への普及啓発を進めるなど、外国人の雇用環境を整備する。</p>	そ ち 措 置
ウ	<p>第4期提言8 外国籍県民の就労・雇用支援の強化について</p> <p>定住する外国籍県民の就労を支援するために、必要な技術や知識を習得できるよう職業能力開発の機会を積極的に提供する。</p>	そ ち 措 置
エ	<p>第4期提言9 外国籍県民の就労・雇用支援の強化について</p> <p>ハローワークに設置されている外国籍県民に対する就職サポートをより一層充実するよう国に働きかける。</p>	そ ち 措 置
オ	<p>第4期提言10 外国籍県民の就労・雇用支援の強化について</p> <p>外国籍県民の雇用を促進するため、企業に対する支援を行うとともに啓発を充実させる。</p>	そ ち 措 置
カ	<p>第4期提言11 外国籍県民の就労・雇用支援の強化について</p> <p>健康保険、年金保険及び雇用保険制度を国籍を問わず、公正かつ柔軟性のある制度に改善するよう国に要請する。</p>	そ ち 措 置
キ	<p>第5期提言7 外国籍県民を活用した看護師及び介護士の養成について</p> <p>医療及び福祉人材の不足が深刻化しているので、外国籍県民の看護師及び介護士の養成と雇用のための環境を整備する。</p>	そ ち 措 置
ク	<p>第7期提言5 外国籍県民の介護職 就職 へのサポートについて</p> <p>外国籍県民が介護職に円滑に就けるよう、介護の専門用語やレポート等の報告の仕方を学べる講座、就職セミナー、面接会などを継続的に実施できるようなしくみづくりを行う。</p> <p>また、在職中も、外国籍の介護職向けの情報交換や勉強会などの場を設けることにより、スキルアップを図り、よりよいサービスの提供ができるようにする。</p>	そ ち 措 置

(2) 雇用・労働 9 提言

	<p style="text-align: center;">ないよう 内容</p>	<p style="text-align: center;">じょうきょう 状況</p>
ケ	<p>第9期提言3 日本語を母語としない人の就労ステップアップのため の日本語支援</p> <p>1 日本語習得の必要性の啓発</p> <p>ア 日本語が話せない外国籍県民に対し、日本語を習得するメリ ットを行政が雇用先に働きかけて、外国人に啓発研修を行う こと。</p> <p>イ 母語を使って作業労働をさせる企業に、外国籍県民が日本語 話者になることでの優遇を行政が啓発すること。</p> <p>2 「外国人就労・定着支援研修」(厚生労働省委託事業、一般 財団法人日本国際協力センター(JICE)実施)の研修回数を増加 させること。あわせて広報を充実させることを県から国へ要望する こと。</p>	

(3) 県政・地域参加 7 提言

	内容	状況
ア	<p>第1期提言8 外国籍県民の地域参加の促進について</p> <p>県内のすべての公共施設について、多文化共生の視点から外国籍県民に利用しやすいよう配慮するとともに、特に国際関係施設については、外国籍県民の参画のもとに運営を行うことにより改善を図る。</p>	そち措置
イ	<p>第2期提言18 外国籍住民の行政への参加促進について</p> <p>外国籍住民から直接意見を聴くための外国籍県民かながわ会議のような場が国及び県内市町村に広がるようにするなど、外国籍住民の行政への参加促進に努める。</p>	そち措置
ウ	<p>第3期提言4 県政への参加について</p> <p>永住外国人に地方参政権を付与するよう国に要請する。</p>	みそち未措置
エ	<p>第3期提言5 県政への参加について</p> <p>住民投票制度を創設する場合には、永住外国籍県民にも住民投票権を付与する。</p>	みそち未措置
オ	<p>第3期提言6 地域交流の促進について</p> <p>外国籍県民が県民意識を強く持って、もっと積極的に地域の交流活動に参加できる環境を整備するために、地域コミュニティの場としての自治会、町内会及び子ども会に対する啓発を行うよう市町村に要請する。</p>	そち措置
カ	<p>第3期提言7 地域交流の促進について</p> <p>外国籍県民による地域活動への参加を促進するため、外国籍県民とともに開催するイベントを県内各地で展開するなど外国籍県民が地域の活動に積極的に参加できるような方策を検討する。</p>	そち措置
キ	<p>第8期提言5 外国人の地方選挙の選挙権について</p> <p>同じ神奈川に住む外国籍県民として、自分たちの意見を確実に届けるために、永住資格のある外国人に地方選挙の選挙権を付与するよう国に要望することを要請する。</p>	みそち未措置

(4) 医療通訳 7 提言

	内容	状況
ア	<p>第1期提言18 医療問題について</p> <p>医療通訳に対応できる人材を育成するとともに、病院と医療通訳をコーディネートする仕組みをつくり、積極的に広報していく。</p>	<p>措置</p>
イ	<p>第1期提言19 医療問題について</p> <p>病院内の表示を、外国語表記、ローマ字またはルビ付きにするよう働きかける。</p>	<p>措置</p>
ウ	<p>第4期提言16 医療通訳について</p> <p>医療通訳派遣システム構築事業について、持続可能な仕組みとして確立させ医療通訳の派遣を継続するよう関係機関に働きかける。</p>	<p>措置</p>
エ	<p>第4期提言17 医療通訳について</p> <p>各病院が医療通訳を活用しやすくするため、外国籍患者に対する通訳措置に係る経費について保険適用するよう国に働きかける。</p>	<p>措置</p>
オ	<p>第5期提言6 医療通訳体制の充実について</p> <p>日本語によるコミュニケーションが難しい外国籍県民が、急病や初診でも受診できる環境を整備するため、県内の公立病院から率先して医療通訳スタッフの常駐に努めるとともに、病院スタッフを募集・雇用する際に語学能力に配慮するよう関係機関に働きかける。</p>	<p>一部 措置</p>
カ	<p>第7期提言4 緊急時医療窓口の設置について</p> <p>緊急時を含めて、予約なしで、いつでも医療通訳を利用できるように、専門通訳スタッフの養成、公立病院への複数言語の通訳スタッフの常駐、緊急時医療通訳窓口の設置を行う。</p>	<p>一部 措置</p>

(4) 医療通訳 7 提言

	<p style="text-align: center;">ないよう 内容</p>	<p style="text-align: center;">じょうきょう 状況</p>
キ	<p>第8期提言 1 医療通訳派遣事業における通訳ボランティアの育成と通訳スタッフの常駐について</p> <p>1 かながわ医療通訳派遣システム事業において、タイ語、タガログ語、カンボジア語など通訳の人数が少ない言語の通訳者を増やすために、それらの言語について医療通訳養成講座を開催し、医療通訳人材を育成すること。</p> <p>2 医療通訳派遣システムについて、県等と協定を結んでいる35の病院のうち、利用実績の多い病院に、医療通訳を職業とする専門のスタッフを常駐させ、曜日別に利用可能な言語を設定するなどして、効率的に運営すること。</p>	<p>いちぶ 一部</p> <p>そち 措置</p>

(5) 防災 6 提言

	内容	状況
ア	<p>第4期提言12 災害問題について</p> <p>災害時に備え、緊急避難手引きを多言語で作成し、外国人世帯に積極的に周知するよう市町村に要請する。</p>	そ ち 措 置
イ	<p>第4期提言13 災害問題について</p> <p>災害時の緊急情報を提供するため、有線放送やテレビ・ラジオを通じた多言語放送、災害用伝言ダイヤル（171）の多言語対応などについて、市町村や関係機関に働きかける。</p>	そ ち 措 置
ウ	<p>第4期提言14 災害問題について</p> <p>災害通訳ボランティアのネットワーク体制を構築する。</p>	いちぶ 一 部  そ ち 措 置
エ	<p>第4期提言15 災害問題について</p> <p>地域社会における救援協力活動が円滑に行えるよう、平時から在住外国人が町内会や自治会などに溶け込んでいけるよう支援する。</p>	いちぶ 一 部  そ ち 措 置
オ	<p>第7期提言1 外国籍県民の防災対策について</p> <p>1 災害時に外国籍県民が適切な対応が取れるよう、防災知識などに関する多言語情報の普及を進めるとともに、外国籍県民が参加しやすい防災訓練等を地域で実施することにより、外国籍県民の防災意識の向上を図る。</p> <p>2 外国籍県民を災害弱者にしないために、災害時外国籍県民支援ボランティアの育成を行う。</p>	そ ち 措 置
カ	<p>第7期提言2 多言語防災リーフレットの改善などについて</p> <p>県、県内市町村、民間団体が作成・配布している多言語防災情報の資料について、外国籍県民にとって理解しやすいような内容・表現になっているかを見直して改善するとともに、多言語防災情報資料の一層の普及を図る。</p>	そ ち 措 置

(6) 出入国管理関係 4 提言

	内容	状況
ア	<p>第1期提言13 出入国管理制度について 永住資格の付与について、次の2項を早急に措置するよう国へ要望する。</p> <p>(1) 日本国籍を有する者と一定期間婚姻関係にある外国籍県民については、無条件に永住資格を付与すること</p> <p>(2) 日本において一定期間特定の分野で就労した場合には、円滑に永住資格を付与すること</p>	<p>措置</p>
イ	<p>第1期提言14 出入国管理制度について 再入国許可の撤廃について国へ要請する。</p>	<p>措置</p>
ウ	<p>第2期提言10 外国人登録証の常時携帯義務について 外国人登録証の常時携帯義務の廃止を引き続き国に要請する。</p>	<p>措置</p>
エ	<p>第8期提言3 出入国管理及び難民認定法（以下、「入管法」という）についての要望 次の内容を県から国に要望すること。</p> <p>1 旧外国人登録証明書から在留カード、特別永住者証明書の切り替え及び更新時期に日本の運転免許証と同じように更新案内の通知を送付すること。</p> <p>2 新たに在留カード、特別永住者証明書に記載される氏名について、通名（日本人名）を希望する者に対して、その記載ができるようにすること。 また旧字体を正字に変換された外国人に対し、旧外国人登録証明書が同じであるという公的な証明書を発行すること。</p> <p>3 現在「外交」「公用」の資格で90日以上在留している者に対し、その他の住民と同じように在留カードを交付をすること。</p> <p>4 外国人が日本に働く（住む）期間中は、その親も家族として、日本国内に一緒に住むことができるようにすること。</p>	<p>いちぶ 一部 措置</p>

(7) インドシナ難民支援 3 提言

	内容	状況
ア	<p>第2期提言17 インドシナ難民に対する継続的支援について</p> <p>インドシナ難民支援事業を継続するとともに、インドシナ難民の相談窓口の増設や居場所・交流の場を確保するなど、インドシナ難民支援事業をさらに充実することを国に要請する。</p>	そ ち 措 置
イ	<p>第5期提言5 インドシナ難民の法的地位の改善について</p> <p>インドシナ難民を条約難民に準じた取り扱いをするものとした政府決定を、市町村に周知徹底し、条約難民と同様にインドシナ難民に対しても「インドシナ難民認定証明書」を発給できるように難民関係の法律を整備することを国に要望する。</p>	そ ち 措 置
ウ	<p>第7期提言6 インドシナ難民定住者の生活上の支援について</p> <p>県内に多く在住しているインドシナ難民定住者が抱える生活上の課題を解決するため、難民定住者が地域のコミュニティの中で相談し合えるようなしくみづくりについて支援を行う。</p>	そ ち 措 置



(8) <sup>しゃかい</sup>社会<sup>た</sup>その他 <sup>ていげん</sup>12提言

	ないよう 内容	じょうきょう 状況
ア	<p><b>第1期提言9 マスメディアの意識改善について</b>  <small>ほうどうきかん いしき かいぜん がいこくじん かん ほうどう れいせい</small>            報道機関の意識を改善し、外国人に関する報道についても、冷静で  <small>せいかく ほうどう こころ はたら</small>            正確な報道を心がけるよう働きかける。</p>	そち 措置
イ	<p><b>第1期提言10 マスメディアの意識改善について</b>  <small>ばんぐみ せいしょうねん けんぜんいくせい はいりよ かげき ないよう</small>            テレビ番組において、青少年の健全育成に配慮し、過激な内容をお  <small>きよく はたら</small>            さえるようテレビ局に働きかける。</p>	そち 措置
ウ	<p><b>第1期提言11 居住支援システムの整備について</b>  <small>ことば せいかつしゅうかん ちが お たいおう がいこくじん</small>            言葉や生活習慣の違いから起こるトラブルに対応するため、外国人  <small>ちんたいじゅうたく しょうかい たげんご じょうほうていきょう くじょうそうだんたいせい</small>            への賃貸住宅の紹介や多言語による情報提供・苦情相談体制を  <small>せいび</small>            整備する。</p>	そち 措置
エ	<p><b>第1期提言12 居住支援システムの整備について</b>  <small>きょじゅうしえん けんとう がいこくじん かぎ こうれいしゃ</small>            居住支援システムの検討にあたっては、外国人に限らず、高齢者や  <small>しょうがいしゃ しや がいこくじん にほんじん い</small>            障害者なども視野にいった、外国人も日本人もともに生きるための  <small>しさく じつげん</small>            施策の実現をめざす。</p>	そち 措置
オ	<p><b>第2期提言11 年金制度について</b>  <small>にほん ねんきんせいど こくせきじょうこう がいこくじん ねんきん</small>            かつて、日本の年金制度には、国籍条項があり、外国人は年金に  <small>かにいゆう ふ こうれい がいこくじん むねんきんしゃ</small>            加入できなかったことを踏まえ、高齢の外国人の無年金者について  <small>きゅうさい そち こう たんきざいりゅうがいこくじん たい だつたいいちじきん</small>            救済措置を講ずるとともに、短期在留外国人に対する脱退一時金  <small>せいど じゅうじつ くに ようせい</small>            制度を充実することを国に要請する。</p>	そち 措置
カ	<p><b>第2期提言12 年金制度について</b>  <small>ねんきんせいど しゃかいほけん じむしょ たげんごそうだんまどぐち せっち</small>            年金制度について、社会保険事務所への多言語相談窓口の設置を  <small>かながわしゃかいほけんじむきょく ようせい</small>            神奈川県社会保険事務局に要請する。</p>	そち 措置
キ	<p><b>第2期提言13 外国の運転免許の切替について</b>  <small>がいこく うんでんめんきょ にほん うんでんめんきょ き か さい しんさきじゅん めいかく</small>            外国の運転免許を日本の運転免許へ切り替える際の審査基準を明確  <small>き か しんせい じんそく しょうり かながわけんけいさつ</small>            にするとともに、切り替え申請を迅速に処理することを神奈川県警察  <small>ほんぶ ようせい</small>            本部に要請する。</p>	みそち 未措置

(8) 社会その他 12提言

	内容	状況
ク	<p>第2期提言14 外国の運転免許の切替について</p> <p>外国の運転免許を日本の運転免許へ切り替える際の滞在要件について、母国で免許を取得した場合には、母国での滞在期間要件を免除することを国に要請する。</p>	未措置
ケ	<p>第2期提言15 印鑑登録制度について</p> <p>印鑑登録に関するわかりやすいマニュアルを多言語で作成するなど、外国人に対して、印鑑登録制度の周知を図る。</p>	一部措置
コ	<p>第4期提言7 公立図書館の充実について</p> <p>外国籍県民が母国の言葉と文化に接するとともに、日本人も外国への理解を深められるよう、公立図書館に外国語の図書や日本語で紹介した外国に関する図書を配架した外国図書コーナーを増設する。</p>	一部措置
サ	<p>第8期提言2 産後の母子に対するケア施設の設置及び日本に住む外国人に対応できる通訳を配置することを県から市町村に要望すること。</p> <p>横浜市が実施しているような産後ケア母子ケア事業を県内数ヶ所で開催し、日本に住む外国人にも利用できるようにすること。あわせて必要とされる通訳を派遣できるシステムを作ること。</p>	措置
シ	<p>第8期提言4 図書館の多文化サービスの展開を推進すること</p> <p>1 多文化サービスを持つ県立地球市民かながわプラザ（以下、「あすぷらざ」という）の情報フォーラムを外国籍県民に向け積極的に広報すること。あわせて、外国籍県民が多く住む地域の図書館でも同様の事業を行い、積極的に外国籍県民に対し広報するよう各市町村に要望すること。</p> <p>2 図書館の役割りや図書の寄贈、外国籍県民も図書館を利用出来ることを外国籍県民に向け広報するとともに、外国籍県民の生活に必要な情報が載っている書籍を充実させることを県立図書館で実施するとともに、各市町村に要望すること。</p> <p>3 県立図書館で図書館内案内及び図書館周辺案内の多言語表示を進めるとともに、各市町村に要望すること。</p>	措置

